

り方や親子会社の規律のあり方等について検討を行い、平成24年9月7日、法制審議会は「会社法改正の見直しに関する要綱」を了承、法務大臣に答申したものの改正法案の国会提出には至っていない。今後とも会社法改正が中小会社や税理士業務にどのような影響があるのか、議論の推移を注視する。

△重点運動5▽ 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

(1) 民主党政権下の行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」、政権交代後の規制改革会議においても税理士制度に関連する問題は取り上げられていない。

(2) 政府は、PPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加を表明した(平成25年7月23日から交渉に参加)。24の作業部会のうちにはサービス貿易が含まれており、本連盟はその動向を注視してきた。また、EPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)についても、その動向を注視した。

△重点運動6▽ 社会保障・税に関する番号制度の導入の動向を注視し、適切に対応する。

(1) 民主党政権は、平成24年2月14日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)及び同法の「整備法案」を国会に提出したが、一度も審議されることもなく、衆議院解散とともに廃案となった。

自民・公明両党は、マイナンバー法案を修正して、第183回国会に提出、衆議院で一部修正して平成25年5月24日成立した。

(2) 本連盟は、前事業年度に引き続き①社会保障と税制一体改革については給付金税額控除を導入し効率的な社会保障を行うことについて、②社

会保障・税に関する番号制度については、第三者機関により、番号制度の不適切な利用・運用に対して適切な対応ができるようにすること。の2項目について推移を見守っていかなくてはならない。

△重点運動7▽ 「災害税制」に関する基本法を恒久法として整備し、税制面でも不測の事態に備えて、納税義務者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

平成24年度税制改正に関する要望書に引き続き、予測できない大震災に対してあらかじめ税制面からの措置も準備しておくことが納税者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を行うためには「大規模広域災害税制」の制定が必要である旨を要望した。

△重点運動8▽ 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

(1) 1 選挙への対応について 平成25年4月18日に開催した「単位税政連会長・幹事長及び後援会会長・幹事長合同会議」の中で、選挙二法について全国市区選挙管理委員会連合会の秋野論議事務局局長を講師に招き、研修を行い、同法に対する理解を深めた。

(2) 衆議院総選挙が平成24年12月4日公示、同月16日投票で施行された。本連盟は、各単位税政連からの推薦の依頼があった45人を推薦し、選挙戦を戦った。選挙結果は【別掲資料5】参照。

(3) 都議会議員選挙が平成25年6月14日公示、同月23日投票で施行された。本連盟は、各単位税政連から推薦の依頼があった候補者66人を推薦し、選挙戦を戦った(選挙結果は6面参照)。

第2号議案 平成24年度収支報告承認の件

平成24年度収支報告書

平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで

(収入の部)		(単位:円)			
科目区分	科目	予算額	決算額	増減	摘要
会費	会費	50,935,500	51,172,000	△236,500	平成24年度会費
寄付金	寄付金	6,100,000	8,307,800	△2,207,800	税政連サポート募金、日税政助成金
事業収入	事業収入	800,000	660,000	140,000	受託事業企画運営費
	機関紙広告料	5,968,000	5,968,000	0	東京税理士協同組合、データ通信他
	事業収入計	(6,768,000)	(6,628,000)	(140,000)	
雑収入	雑収入	1,510,000	3,100,182	△1,590,182	朝食懇談会会費、大会ご祝儀、ポケットブック販売
当期収入合計		65,313,500	69,207,982	△3,894,482	
前期繰越金		33,014,961	33,014,961	0	
合計		98,328,461	102,222,943	△3,894,482	

(支出の部)

科目区分	科目	予算額	決算額	増減	摘要
事業活動費	事業費	15,030,000	12,104,847	2,925,153	国対活動関係(朝食懇談会等)、選対活動との連携、単位税政連と各単位の交流、研修、セミナー、政策資料の作成、その他事業活動に伴う諸費用
	単位税政連活動助成金	800,000	595,825	204,175	単位税政連活動助成金
	広報活動費	13,876,000	9,817,871	4,058,129	機関紙発行費用ほか(4号分)
組織活動費	事業活動費計	(29,706,000)	(22,518,543)	(7,187,457)	
	会議費	1,000,000	562,813	437,187	各種会議等に関する費用
	大会費	3,880,000	3,676,651	203,349	大会関係費用
	旅費交通費	3,800,000	3,204,530	595,470	旅費交通費
	渉外費	2,300,000	1,826,012	473,988	単位税政連、関係諸団体に係る税金ほか
	組織活動費計	(10,980,000)	(9,270,006)	(1,709,994)	
日本税政連分担金	日本税政連分担金	24,873,600	24,873,600	0	平成24年度分担金(20,728名×1,200円)
経常経費	人件費	16,060,000	13,258,475	2,801,525	職員および派遣社員
	退職給付積立金	250,000	250,000	0	
	事務費	1,000,000	392,003	607,997	事務機器、事務用品
	事務所費	2,800,000	2,358,187	441,813	事務所および倉庫等の賃料、共益費等
	通信費	1,000,000	792,609	207,391	郵便料金、電話料
	印刷費	2,500,000	1,344,753	1,155,247	封筒、名刺、資料等印刷代、コピー代
	雑費	500,000	394,806	105,194	振込手数料ほか
	経常経費計	(24,110,000)	(18,790,833)	(5,319,167)	
予備費	予備費	8,658,861	-	8,658,861	
当期支出合計		98,328,461	75,452,982	22,875,479	
当期収支差額		△33,014,961	△6,245,000	△26,769,961	
次期繰越金		0	26,769,961	△26,769,961	

(4) 参議院議員通常選挙が平成25年7月4日公示、同月21日投票で施行される。本連盟は、東京選挙区に5人、全国比例区に7人を推薦候補者(うち1人は7月5日決定)として決定した(注:推薦者及び選挙結果は一面参照)。

日(政治団体設立届日):平成24年9月4日
 【代表者】会長 坂本勝哉
 【選挙区及び関連税政連】東京22区、日野税政連・武蔵野税政連・武蔵府中税政連

◇
 【後援会の名称】税理士による小倉まきの会
 【創立年月日】平成25年4月5日(政治団体設立届日:平成25年6月25日)
 【代表者】会長 安部泰弘
 【選挙区及び関連税政連】東京23区、町田税政連・日野税政連

◇
 【後援会の名称】税理士による平沢勝栄後援会
 【創立年月日】平成25年5月20日(政治団体設立届日:平成25年5月23日)
 【代表者】会長 大石雅也
 【選挙区及び関連税政連】東京17区、葛飾税政連・江戸川

(2) 北税政連 前事業年度に引き続き所得税の確定申告の期間中、推薦国会議員を中心に税務支援事業の視察を行った。これには、地元税政連及び後援会関係者が同行し、税務支援事業の取り組み状況を説明し、理解を求めた。

(3) 日税政の「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程(準則)」を受けて税理士による国会議員等後援会に関する規程「国会議員等後援会の運営要領」を制定した。

(4) 日本公認会計士政治連盟の「国会議員を囲む公認会計士の会」の設立が全国各地で進められている(平成25年6月30日現在で23後援会)。業界問題、とりわけ税理士法改正問題を抱える本連盟として、今後、その動向を注視していかねばならない。

△重点運動9▽ 税理士に期待される社会的役割を踏まえ、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に参画していくための運動を行う。

(1) 改正政治資金規正法(平成19年法律第135号)において「登録政治資金監査人」制度が創設され、その担い手として税理士が明記された。登録者は平成25年6月7日現在で4291人(うち税理士登録者3277人、東京税理士会の会員は789人)となっている。

(2) 総務省に設置されている地方行政検討会議は、平成23年1月26日、「地方自治法抜本改正についての考え方」を取りまとめた。現行の監査委員制度・外部監査制度について

は廃止を含めゼロベースから見直すこととし、タタキ台を3案示したが、具体的な制度化には至っていない。本連盟は、今後の検討状況を注視している。

なお、現行の外部監査については条例を制定している自治体が少ないことから、都政に関する平成25年度の要望では、先ず条例を制定し、実施に当たっては税理士の活用を要請することとした。

(3) 都議会各派のヒアリングにおいて、税理士の積極的な活用策について要望した。東京都側は、①税務相談を担当する東京国税局と税理士は支部との協議で決定していること、今後も継続する②審議会等への委員については、公平を確保しようとしていること、が各会派を通じて回答があった。

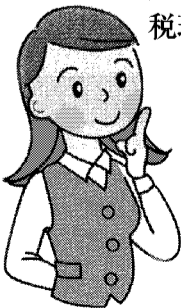
おかげさまで60周年!

日本税理士共済会の合い言葉...「身内は身内で助け合う」

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に生まれた日本税理士共済会は、税理士によって運営され、一貫して税理士とその家族、事務所職員のための共済事業を行い、おかげさまで創立60周年を迎えることができました。

○「非営利、お見舞金制度、職員の単独加入可、災害割増特約あり(税理士団体保障)」が特徴です。

自然災害をきっかけに設立された団体ですので、「災害見舞金」制度があり、非営利で加入者の皆様からお預りする負担金・年金掛金に含まれる制度運営費によって運営されており、見舞金制度は業界内の助け合いとして創立以来連綿と受け継がれております。



ただいま募集中です!

● 税理士と職員も加入できる

個人年金

● 税理士と配偶者のための

おしどり保障

詳細のお問合せ
お申込みは



日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

http://www.zeirishikyosai.com

e-mail: jim@zeirishikyosai.com

税理士共済会 検索